

【a-fiction 楽曲オーダーにおける「著作権」の扱いにつきまして】

●著作権とは
著作者は、その著作物を創作した時に、原始的に「著作権」と「著作者人格権」を取得する。これを「著作者の権利」といい、「著作権」との文言を広義に解するときは、この両者を含む。

〔(広義の) 著作権〕

【著作者人格権】

著作者の名誉や感情を守るために認められている権利であり、著作者の一身に専属し、譲渡する事が出来ない(著作者人格権の一身専属性)

公表権、氏名表示権、同一性保持権

【著作権(著作財産権)】

著作者が経済的利益を得る機会を保障するために認められている権利

●著作権(著作財産権)

有形的利用
無形的利用

複製権
上演権/演奏権

上映権

公衆送信権

公衆伝達権

口述権

展示権

譲渡権

貸与権

頒布権★

流通過程利用

二次的利用

二次的著作物の創作権(翻訳権、編集権、変形権、脚色権、映画権、翻案権)

※参考文献「ビジネス著作権検定公式テキスト」(朝日新聞出版)

★以上の権利と楽曲マスターデータを当方が「著作者」として有し、お客様に全権利の使用とマスターデータの所有を許諾致します。
(特殊な事情により、制限が必要になった場合にはご連絡致します)

★当方では、後述の権利(著作財産権)をお客様に「譲渡」ではなく、「利用する権利」を当方と共有する事を許諾しています。

つまり、お客様が当方の曲を利用するにあたっては、制作者(当組織名や作者名など)の明示をした上であれば、著作権に関する権利をあたかも著作者のように自由に行使してよい、という形になります。

但しお客様が著作者になるわけではありませんので、著作権者(この場合の当方の楽曲作者)に対しては、著作権におけるいずれの権利も制限することは出来ませんし、第三者に許可なく権利を譲渡することも出来ません。

楽曲の編集やコピー、また演奏や上演等のご自由にして頂いて構いませんが、お客様が当方に対し、楽曲の公表や演奏を禁じたりすることは法的には出来ません。上記の「著作者人格権」に含まれる「公表権」の侵害」ということになってしまいます。

★しかし当方では「完成した楽曲をお客様がどうされたいか」を最優先したいと考えます。従って公表時期の決定・制限等は、話し合いの上、双方の合意のもとで行えれば幸いです。
従って全ての事例が上記の限りではなく、基本的にはお客様のご要望に出来る限りお応えする所存です。
(例えばお店の曲で“店内だけがかかることが望ましい”場合、当方では公表しないことも可能です)。

★作曲料金はあくまで「技術/作業」、また「著作権における権利の共有を許諾することを含む」料金ですので、特例を除き著作権の移動や売却に関するものではありません。ご清算後も当方が著作権者であり、お客様は下記権利の共有を許諾されたクライアント様という形になります。

★頒布権につきまして

お客様が、ご自身のプロダクトの付属物ではなく「当レーベルの楽曲のみ」を不特定多数の方に「有料頒布」される場合についてのみ条件があります。

条件:「当方からも作品を収録/リリースする可能性があることを許諾すること」

つまり「当方からは非公開にすること」をご希望された上で「当方の楽曲のみ」を「有料頒布」することはご遠慮下さい(ネットでのダウンロード課金等も含まれます)。

無料で頒布される場合、「制作者を明示して頂く」以外に制約はございません。

また、例えばお客様の作製なさった映像/ゲーム作品等の付属物として有料頒布なさる場合も、条件を守る必要はありません。

●各権利他などにつきまして、ご不明の点がありましたらお問い合わせ下さい。
この度は、ご連絡/ご利用頂きまして誠にありがとうございました。

2015/10/01 a-fiction 代表 菅原愛